



さくら市児童医療費助成制度

現物給付

を18歳まで拡大します！



変更内容

変更前：3月31日まで		
年齢区分	給付方式	受給資格証
未就学児 （小学校入学前）	現物給付（栃木県内 医療機関等のみ）	ピンク色
小学生（年生 ～18歳）	償還払い	

変更後：4月1日から		
年齢区分	給付方式	受給資格証
未就学児 （小学校入学前）	現物給付（栃木県内 医療機関等のみ）	ピンク色
小学生（年生 ～18歳）	償還払い	うす桃色



制度の利用方法

現物給付

さくら市に住所がある18歳までの子さまが、県内の医療機関等を受診する際に「児童医療費受給資格証」と「保険証」を提示することにより、保険診療の自己負担分及び入院時食事療養費の窓口払いが不要になります。

※18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

償還払い

県内の医療機関等で児童医療費受給資格証と保険証を提示できない場合や県外の医療機関等を受診した場合は、窓口で料金をお支払いください。後日、助成申請書に領収書を添えて市に申請することにより、保険診療の自己負担分及び入院時食事療養費を指定口座に振込みます。

注意点

- 保険が適用にならないもの（健康診断・予防接種・薬の容器代等）は助成対象外です。
- 保育園や学校等の管理下で発生した病気・けがにかかる医療費が、独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施する「災害共済給付制度」の対象になる場合は助成対象外となるため、医療機関等で児童医療費受給資格証は使用しないでください。災害共済給付制度の申請方法等は、事前に保育園や学校等にご相談ください。

その他

- 重度心身障害者医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度・妊産婦医療費助成制度該当の18歳までの子さまは、平成28年4月1日から児童医療費受給資格証を優先的に使用してください。
- その他の公費負担制度（自立支援医療・育成医療・療育医療等）が適用される病気・けがについては、そちらの制度が優先となります。ただし、自己負担金がある場合は、その額を児童医療費助成制度の対象とします。受診する医療機関等には、保険証と公費負担制度適用のための証書のほか児童医療費受給資格証もご提示ください。

★どちらかでも救急電話相談をご利用ください★

急な病気やけがで心配なとき、家庭での対処法などを看護師がアドバイスしてくれます。

【相談時間】 月～土：午後6時～翌朝8時　日・祝：24時間

【電話番号】 局番なしの#8000（携帯電話やブッシュ回線以外からは028-600-0099）